

静岡県告示第180号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成30年3月20日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

徳倉三丁目中村A No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
				次に掲げる地番の土地に存する標柱10号と11号を結んだ線、平成28年8月30日静岡県告示第837号で指定した標柱1号と10号を結んだ線、同告示で指定した標柱2号と11号を結んだ線、同告示で指定した標柱1号と2号を結んだ線で囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱12号と13号を結んだ線、平成28年8月30日静岡県告示第837号で指定した標柱3号と12号を結んだ線、同告示で指定した標柱6号と13号を結んだ線、同告示で指定した標柱3号から6号までを順次結んだ線で囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱14号と15号を結んだ線、平成28年8月30日静岡県告示第837号で指定した標柱6号と14号を結んだ線、同告示で指定した標柱7号と15号を結んだ線、同告示で指定した標柱6号と7号を結んだ線で囲まれた区域

三島市	徳倉四丁目	道	10号
	徳倉	593-1	11号
	〃	590	12号
	〃	590	13号
	〃	590	14号
	徳倉四丁目	598-1、599、600-1 、600-2	15号